

令和元年10月23日（水）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第17回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員の出欠確認	1
3. 配布資料確認	1
4. 審議の進め方について	2
5. 前回検討を行った意匠審査基準改訂案について	2
6. 「建築物の意匠」に係る意匠審査基準について	5
7. 「内装の意匠」に係る意匠審査基準について	19
8. 「画像の意匠」に係る意匠審査基準について	32
9. 「組物の意匠」等に係る意匠審査基準について	41
10. 今後の予定	46
11. 開 会	46

開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第17回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を黒田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の出欠確認

配布資料確認

○黒田座長 それでは、事務局から委員の出欠と配布資料の確認をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 本日は前回同様、ワーキンググループの全委員に御出席いただいております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布させていただきましたけれども、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくことといたしました。

カバーを開いていただきますと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。

左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。操作でお困りになられました場合は、ただいま手を挙げております者に合図をしていただければ対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。まず、01が議事次第・配布資料一覧、02が委員名簿、03から18番までが、それぞれ資料1から資料16となっております。それから19番

から23番目の資料が、それぞれ参考資料1から参考資料5となっております。

以上23の資料でございます。よろしいでしょうか。

それからもう1点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクを近づけてお願いいたします。また、本会議は原則として公開をさせていただきます。配布資料・議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするどうかにつきましての御判断は座長に御一任したいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御異議はありませんでしょうか。

ありがとうございました。

審議の進め方について

○黒田座長 それでは次の議題に移りますが、その前に本日の審議の進め方についてお伝えしたいと思います。

本日は議題も多いことから、全ての議題について議論を進めるため、おおよその時間の目安をお伝えします。各議題で予定時間内に議論が収束しない場合や、今回新たな保護対象についての審議も行いますので、引き続き審議をしたほうがよいと考えられる議題については、次回も継続して議論する時間を設けさせていただきます。

前回検討を行った意匠審査基準改訂案について

○黒田座長 それではまず、議事次第2「前回検討を行った意匠審査基準改訂案について」でございます。この議題は質疑応答も含め、10分ほどを予定しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、前回の御議論に基づく意匠審査基準改訂案の修正について御説明をさせていただきます。お手元の資料1をお開きいただけますでしょうか。本日は多くの議題が予定されておりますので、要点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

なお資料2は、修正後の基準案の改訂案となっております。資料1は、その修正箇所を

抜粋した資料となっております。

では、こちらの資料を用いまして、前回の基準ワーキンググループで御提示した改訂意匠審査基準（案）からの、主な変更点を御説明させていただきます。

まず、一番左の欄に項番を振ってございますけれども、主な改訂点の1点目、意匠審査基準中の項番で申しますと、1. の「概要」についてでございます。こちらにつきましては、①冒頭の「デザインの開発においては、一つのデザインコンセプトから」と記載しておりました箇所を、意匠の創作におけるコンセプトとの趣旨であることに則しまして「意匠の創作においては、一のコンセプトから」との記載に修正をさせていただきました。

続きまして2点目、基準3.4.1についてでございます。こちらは表中の基準日等の記載につきまして、2ページをめくっていただきますと表がございますが、上に基準日が3つございますが、こちらの記載につきまして、優先権等の関係を明確にするために、（注1）と追記をいたしました。（注2）は関連意匠Bについて、基礎意匠の消滅後の注意事項を明記いたしました。下に、追記をさせていただいた（注1）と（注2）を記載しております。

3ページは3点目、基準3.5の先願の規定の適用についてでございます。こちらは模式図中の各関連意匠の表記を他の表記と合わせまして、アルファベットで表記することにいたしました。

4点目、基準3.7の新規性及び創作非容易性の規定の適用についてでございます。こちらは10条2項や8項の適用対象となります自己の意匠に関する記載における、「基礎意匠」や「基礎意匠に係る関連意匠」について、審査の対象となる出願に係る関連意匠が含まれるのではないかと誤解が生じませんように、「基礎意匠」や「基礎意匠に係る関連意匠」との記載の前に、一律「関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の」との記載を追記しております。こちらの修正は、以降全ての該当箇所について同様にしております。

4ページの5点目は、基準3.7.1の「意匠法第10条2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは」についてでございます。こちらは、①明確化のために、他人が意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まないとの旨を明記しております。公知の意匠につきまして、他人が独自に創作したものについては、他人が意匠登録を受ける権利を有しておりますため、当該意匠が審査において登録となるか否かにかかわらず、自己の意匠には含まれないことを明確化しております。

加えまして、より読みやすい記載とするべく、②「意匠権」との記載の後に「を有する

意匠、」との記載を追加しております。

6点目、基準3.7.3についてでございます。こちらは、①模式図を追加するとともに、②文章中に対応する模式図内の意匠を括弧書きで明記しております。また、③新規性喪失の例外規定の適用を受けている意匠につきましては、新規性及び創作非容易性要件の判断の根拠とする資料から除外される旨の注釈をつけまして、④拒絶査定等に至った関連意匠登録出願についての注釈を追記しております。

5ページの7点目、基準3.7.4についてでございます。こちらは各項目の性質に照らしまして、bないしdの各項目の順序を入れかえております。また、明確化のためにbの項目にただし書きを追加しております。こちらのただし書きにつきましては、例えばAとBによって共同出願がなされているようなときに、Bと他人であるCによって創作され、公知となった公知意匠があったといたします。その際は、公知意匠についてはBのみならず、他人であるCにも意匠登録を受ける権利が発生しておりますので、このような場合は当該公知意匠は自己の意匠と扱わないという趣旨を明確化しております。先ほどこちらの資料で御確認いただきました自己の意匠の定義のところで、「他人が意匠権を有する意匠又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。」と追記しましたところと同じ考え方となります。

6ページの基準3.7.5についてでございますけれども、こちらは事例がわかりやすくなるように、図を統合してあらわすことにいたしました。

7ページ、基準3.7.6につきましても同様に事例を修正しております。また、明確化のために事例2のバンパー部品を削除しております。

さらに、読みやすさのために本文中の①「他人の創作したものが加えられている場合」との記載を、「これに含まれない自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のもの」という。）又は他人が創作したものが加えられている場合」との記載に修正しております。

関連意匠の基準案の修正点は以上となります。

なお、資料2につきましては、これらの修正事項を前回お示しした基準案の上に見え消しで表示した形となっております。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

なお、本日は多くの議題を予定しておりますので、できるだけ簡潔に御質問いただくよう、よろしくお願いいたします。

御質問がないようですので、関連意匠に関連した審査基準案につきましては、資料2において整理した方向性で進めていただくことにいたします。

「建築物の意匠」に係る意匠審査基準について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第3、「「建築物の意匠」に係る意匠審査基準について」でございます。この議題は質疑応答も含め40分程度を予定しております。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 お手元の資料3から5に基づきまして、建築物の意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について御説明をさせていただきたいと思っております。御説明には資料4を使わせていただきますので、お開きいただけますでしょうか。なお、資料3は資料4の御説明を書き下したものとなっております、資料5は改訂基準（案）となっております。

それでは、資料4の1ページの目次を御覧いただけますでしょうか。1点目は「建築物の意匠」に係る意匠法改正の概要、2点目は意匠法上の「建築物」について、3点目から7点目は「建築物の意匠」の出願方法や各登録要件、8点目は不登録事由ですが、これらの点の意匠審査基準の改訂方向性案につきまして、こちらの資料に沿って御説明させていただきます。

3ページが、改正意匠法の条文となっております。左側の現行法では「物品」のみが保護対象でございますが、右側の改正法では、今回新たな保護対象として「建築物」が明記されております。

7ページは、まず、意匠登録の対象となる建築物についてでございます。下方には参考資料といたしまして、「建築物」や「建築」といった用語を含む他の法律について記載しております。意匠法におきましては、法の目的が「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する」ことございまして、これに照らしまして、具体的にどのようなものが意匠登録の対象となるかにつきまして、意匠審査基準上に明記してはいかがでしょうか。

そこで8ページにお進みいただきまして、意匠法上の建築物に該当するための要件として、意匠審査基準上に以下の各点を明記してはいかがでしょうか。下の枠内に、当該要件の1点目、「土地の定着物であること」。2点目、「人工構造物であること。土木構造物を含む」とする案を記載しております。出願された意匠が、これらの両方の要件を満たすときに、出願されたものが意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断することとしてはいかがでしょうか。

また、各項目の下に用語の解説を記載しております。こちらのうち構造物の定義につきましては、「意匠登録の対象とするものは建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。」としております。

ただし、こちらの定義は意匠審査基準上における定義でございまして、下の※の注釈に記載いたしましたように、意匠の創作の対象となるものは、広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものでございます。

以上のように、意匠法上の建築物に該当するための要件を明記させていただくとともに、9ページに記載いたしましたように、この判断指針をより明確にするために、この要件を満たすものの例と、満たさないものの例につきましても、基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。

1.には、土地の定着物としての要件を満たさないものの例を挙げております。ただし、これらは従来物品としての保護が可能となっております。

2.は、人工構造物であることとの要件を満たさないものの例となります。①自然の山や川、滝などは登録の対象外と明記することといたしまして、②に記載いたしましたように、人の手が増えられておりましても、それが自然物や地形等を意匠の主たる要素としているものにつきましては、登録の対象外であることを基準上明記してはいかがでしょうか。

11ページは、意匠ごとの出願についてでございます。意匠法第七条は、意匠登録出願は、意匠ごとにしなければならないとしております。そこで、一つの意匠として出願することができる建築物の範囲について検討しまして、当該判断指針を基準上に明記してはいかがでしょうか。

14ページは、この間、ユーザーの皆様の御意見をお聞きしてまいりましたところ、建築物は複数の棟を一体的にデザインすることが多く、こうした創作実態に則した柔軟な出願方法を希望するとの御意見を多数いただきました。そこで、図面等に二以上の建築物をあらわしたものであるか、否かとの判断につきましては、こちらの真ん中の枠内に記載しま

したように、柔軟に判断することとしてはいかがでしょうか。

(1) 全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断いたします。

(2) その結びつきが強固でない場合でありましても、①近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされたものである場合や、②社会通念上一体的に実施がなされるものは、一の建築物と判断いたします。

(3) 他方、一の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断するという案でございます。

このように考えますと、例えばこちらの左下の枠内でございますように、体育館と校舎からなる学校などは一つの意匠として出願することが可能となります。

15 ページは、出願されたものの中に他の物品等があらわされている場合の考え方でございます。この間実施したアンケートでは、多くの方から建築物に付随するものも一体的にデザインをしており、一の建築物に含めて取り扱うべきとの御意見をいただきまして、そういった御回答が過半数を超えるところでございます。

そこで、左の枠内でございますように、建築物の内部又は外部に固定して使用する付属物につきましては、一つの建築物の意匠を構成するものと扱ってはいかがでしょうか。

他方、16 ページでございますが、(2) 任意に動かすことができるものがあらわされている場合や、(3) 意匠法上の意匠に該当しないものがあらわされている場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断することとしてはいかがでしょうか。

ただし、自然物でありましても建築物自体に固定して、壁面や屋根等の装飾素材等として使用した保形性のあるものにつきましては、建築物の意匠を構成するものとして扱ってはいかがでしょうか。

17 ページは、(4) 画像があらわされている場合や、(5) 照明器具の光によって生じる模様が建築物の表面にあらわされている場合の考え方でございます。いずれも建築物に取りつけられたものによって、建築物の壁面等にあらわされる画像や模様につきましては、建築物の意匠を構成するものとして扱うという案となっております。

18 ページは、形状等が変化する建築物についてでございます。こうした一の用途に基づいて形状等が変化する建築物につきましては、変化の前後を含めまして、一の建築物に該当する旨を基準上に明記してはいかがでしょうか。

20 ページは、組物の意匠についてでございます。本年の意匠法改正によりまして、建築

物につきましても、組物の意匠として登録を受けることができるようになります。

そこで21ページに、建築物の場合における同時使用性要件を満たすものの例や、統一性要件を満たすものの例をお示しいたしました。組物の意匠につきましても、詳しくは本日の議題6で御検討いただきたいと思いますと思っております。

23ページ、意匠の開示についてでございます。改正法におきましては、「建築物の意匠を出願する際は、願書に建築物の用途を記載すること」と規定しております。そこで、意匠に係る物品の欄の記載要件について、基準上以下のように記載してはいかがでしょうか。こちらは建築物でありましても願書名のところには、「意匠に係る物品」という欄がございますので、そちらに御記載いただくこととなります。

まず1点目といたしまして、「建築物の具体的な用途が明確となるものを記載する」こと。2点目としまして、「複合的な用途を持つ建築物については「複合建築物」と記載し、具体的な用途は「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する」との案となっております。

24ページは、意匠に係る物品の欄の具体的な記載の例の案となっております。

25ページ以降は、建築物の意匠の図面等の記載要件についてでございます。本年5月に図面の記載要件の緩和を行いましたので、要件緩和後の運用を基礎としながら、建築物の性質に則した指針を基準上に明記してはいかがでしょうか。本ページの下方から26ページにかけて、現行基準の抜粋を記載しております。

27ページは図面の記載例となります。このように、例えば底面について権利化が不要であれば、不要な面の図は意匠の明確性に支障がない限り、開示していただく必要はございません。

28ページは、建築物はパースのついた図で描かれることも多いかと思っておりますけれども、こうした図1図のみでは意匠が不明確となる場合もあるという例でございます。

29ページは、屋根が開閉する競技場の記載例となります。

30ページは、建築物の内部の一室について、部分意匠として出願する場合の開示方法となります。3段落目に記載しましたように、意匠登録を受けようとする部分の形態、用途と機能の認定に支障がなく、かつ出願人が位置、大きさ、範囲がありふれたものとする場合には、建築物の外側の開示は不要としてはいかがでしょうか。

他方、出願人が当該部分の位置、大きさ、範囲に特徴があるとする場合など、必要がある場合には、建築物全体を開示することもできるとしてはいかがでしょうか。

32ページは、大きな登録要件の一つでございます。新規性要件の判断基準についてでござ

ざいます。新規性要件はこちらの三条一項の条文に規定されておりますように、先行する公知意匠と同一であるものや、それと類似するものにつきましては意匠登録を受けることができないという要件となっております。この要件の判断主体は物品と同様、下の枠内にございますように、「需要者（取引者を含む）」としてはいかがでしょうか。

33 ページは、現行基準にございます類否判断の基本的な考え方です。こちらの上から2点目に記載しておりますように、類否判断におきましては、まず両意匠の用途及び機能の対比を行います。これらに共通性があり、かつ形態においても類似する場合において、初めて対比する2つの意匠が類似すると判断することとなります。そこで、建築物の類否判断におきましても、用途及び機能の類否をどのように判断するかについて検討を行う必要がございます。

34 ページですが、当該類否は下の枠内の2段目に赤字で記載いたしましたように、「例えば建築物の場合、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」はいずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断する」としてはいかがでしょうか。

35 ページは、類否判断における意匠の観察の視点についてでございます。建築物の意匠の観察に当たりましては下の枠に記載いたしましたように、人の身体の高さを大きく超えるものが多いことから、グラウンドレベルからの肉眼による観察を基本としつつ、建築物の特性に応じて、接近した視点で細部を観察したり、引いて全体のフォルムを観察するといったように、複数の視点から総合的に行うこととしてはいかがでしょうか。

36 ページからは、類否判断の事例となります。1. と 2. は用途及び機能の類否判断の事例となります。2. のガスタンクとホテルのように、大きく用途と機能が異なる場合は、形態が似ていても非類似と判断してはいかがでしょうか。

3. は、形態の類否判断の事例となります。

37 ページも形態の類否判断の事例となります。例えば左側でございますように、建築物の場合、敷地面積に合わせて若干幅の変更をいたしましたり、斜線規制等に合わせまして屋根の傾斜角は若干変更することもございますので、こうした違いは類否判断上評価が低くなりまして、これらの意匠は類似すると判断すべきと考えられます。

39 ページは、創作非容易性の判断についてです。こちら主要な登録要件となっております、創作非容易性要件の判断手法につきましては建築物の場合も、当ワーキンググループで前回まで検討を行いました内容を基礎としまして、建築物の性質に照らしたものを意

匠審査基準上に明記してはいかがでしょうか。

こちらに基本的な考え方を記載しております。下の枠内に赤字で記載しましたように、「出願された意匠が、公知となった構成要素等を基礎としまして、ありふれた手法などにより創作されたにすぎない場合は、創作容易な意匠と判断する。ただし、当業者の立場から見た意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する」との判断指針を踏襲すべきと考えられます。

その上で40ページ、建築物の場合の「ありふれた手法」や「軽微な改変」の例と、これに則した判断事例を基準上に明記してはいかがでしょうか。こちらの下線を引きましたところが建築物特有の観点となります。

41ページ以降には、創作容易と判断される意匠の事例を記載しております。まず、左上の置き換えの例では公知意匠1を基本としまして、そのオーニングテントを下の公知意匠のものに置き換えて、色彩を変更しただけの出願となります。

右上の一部の構成の単なる削除の事例につきましては、左側の公知意匠のひさしを削除しただけの創作容易な意匠となります。

左下の寄せ集めの事例では、左上の公知の家屋と左下の公知のサンルームを寄せ集めて出願の意匠としたにすぎないものとなります。

右下の配置の変更の例では、入り口の位置を左右入れかえているにすぎない意匠となります。

42ページの左上の構成比率の変更ですが、こちらは2階の高さを変更したにすぎません。

右上の物品等の枠を超えた構成の利用・転用につきましては、公知の物品の形状をほとんどそのまま出願の建築物の意匠としてあらわしたにすぎないものとなります。

下の段の連続する単位の増減についてですが、こちらは公知の意匠の階数を変更しただけのもの、あるいは、その幅方向の単位をふやしたにすぎませんが、こちらも創作容易な意匠と判断するとの案となっております。

建築物の意匠の活発な創作活動を阻害しないためには、これらの要件を厳しく審査させていただきまして、本当に独創性の高いもののみを登録していく必要があると考えております。

43ページは、不登録事由についてでございます。意匠法の保護対象に建築物が加わりましたことに伴いまして、意匠法第5条におきましても、意匠登録を受けることができない建築物が新たに明記されております。そこで、意匠審査基準上に意匠登録を受けることが

できない建築物の例を明記してはいかがでしょうか。

44 ページは、5 条各号にそれぞれ該当するものの例の案を記載しております。まず、一番上の段は5 条1 号の公序良俗を害するおそれがある意匠でございます。建築物につきましては、例えば建築物の外壁に外国の国旗や紋章等をあらわしたものなどが該当すると考えられます。

2 段目の5 条2 号に規定する他人の業務に係る建築物と混同を生ずるおそれがある意匠でございますが、これには他人の著名な登録商標等を含んだ建築物や、他人の出所を表示するような著名な建築物等が該当すると考えられます。

3 段目の5 条3 号の建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠についてでございますけれども、例えばガスタンクの球体部分のように、機能を果たすために必然的に決まる形状などを出願の対象としたものは、どなたかが独占すべきものではございませんので、登録しないことを明記してはいかがでしょうか。

右側の「プラットホーム」のうち、規格化された点字ブロック部分のみを意匠登録を受けようとする部分としたものなども、本号に該当する例としてはいかがでしょうか。

「建築物の意匠」に関する意匠審査基準の改訂の方向性の案につきましては、以上のとおりでございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。御説明ありがとうございます。

定義について3 点ほど質問させていただきたいと存じます。建築物に土木構造物も含むとされる定義についてでございます。私どもでは建築物といいますと、ダム、橋梁、トンネルは入らないわけございまして、これは土木構造物と言われるものでございます。建築と土木は実は学問の名称でございまして、大学では別々の学科がございまして、学会も建築学会、そして土木学会は別途にございます。算定式なども違う式を使っておりますし、学科が違いますのでやっている人間も別々でございまして、その成果物である建築物、土木構造物に関しても重なり合う部分はなく、「これは建築物ですか、土木構造物ですか？」と言われれば「それは建築物です、あるいは土木構造物です」と言えるほどに異なるものでございます。

まずは、今回の改正法に関しましては、昨年のパブコメの時点から建築物ということでお聞きしておりましたし、法律のほうも建築物でございます。今般、土木構造物も含むということで御説明していただいたわけでございますけれども、土木の仕事をなさっている方々にとっては、多分、自分たちは関係ないと思われている方が多いだろうと予測されますので、まずは土木の構造物にかかわる方々に関して御説明をしていただきたいと思いますと考えております。具体的には、ダムなどは国土交通省がたくさんお持ちです。それから都道府県、鉄道事業者、エネルギー事業者、道路事業者などの方々に御説明をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御指摘をありがとうございます。ただいま御指摘いただきました、今回、私どもの意匠審査基準上の建築物の定義のところで、土木構造物を含ませていただきました経緯でございますが、こちらは意匠法の目的が「意匠の保護及び利用を図ることによって創作を奨励して、それで産業の発達に寄与すること」としているところに由来しております。意匠の創作が行われるものにつきましては、できるだけ広く意匠登録の対象にすることが、この目的にかなうものと考えるところからの解釈でございます。

また、意匠法と同様に知的財産権法であります著作権保護の裁判例におきましては、建物を離れた庭園も、建築の著作物として認めたものがある次第でございます。意匠法は意匠法の法目的に照らした建築物という用語の解釈をするということで、このような定義をさせていただきます次第です。

その結果、先生から御指摘のように、建築学におかれましては建築物よりも、広い概念を含んでいることになるかもしれません。その際には御専門家の皆様に混乱が生じませんように、その点を基準上にもしっかりと明記してまいりたいと思っております。

また、先生に御指摘いただきましたように、土木構造物には自然の地形を主としたものや、固有の自然の地形に則して建設されなければ用途を実現できないような、いろいろな性質のものがあるかと思えます。その中には意匠の保護対象となるような、美感を考慮せずに創作されているものもあるかと思えますので、ここは引き続きユーザーの皆様にかかりやすいように、意匠登録の対象となる建築物を基準上に記載してまいるべく、検討していきたいと思えます。

御指摘いただきました土木関係の皆様は、よくよく御説明をするようにということにつきましては、私どもでも対応を進めておりまして、皆様方と御意見交換等も進めておる次第でございます。ですので、この点につきましては引き続き次回においても御検討項目と

させていただければと思います。

○柏瀬委員 ありがとうございます。

2つ目の質問をお願いいたします。私個人としては、保護される範囲が広がったことに関してはいいことだと思っておるわけでございますけれども、2つ目の心配でございますが、「建築物」という言葉が入っている法律は、おっしゃるとおり建築基準法と著作権法がございます。この2つからは、ダム、橋梁、トンネルなどが建築物に入ることは読めないし、示唆されるところもないと思っておりますし、広辞苑などを引いても、やはりダム、橋梁、トンネル、ガスタンクなどが建築物に入ることは、読み取れないと思うわけでございます。特許庁で意匠法上の建築物はこれと決めたところで、法律のほうは建築物となっておりますので、司法も同じような判断をしてくださるのでしょうか。このところを非常に心配しております。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。特許庁のほうで裁判所の判断を拘束することはできませんので、最終的に裁判所がどのような判断をするかにつきましては、私のほうから確定的なことは申し上げられないところでございます。

ただ、従来の裁判例における傾向に照らしますと、裁判所は対象となる案件につきまして、例えば意匠法でしたら意匠法の目的ですとか、改正法がありましたら、その改正法の趣旨等を考慮しつつ判断をしておりますので、意匠法上の意匠への該当性につきましてはこういったところも見ながら、検討を行われることになるのではないかと考えられます。

○柏瀬委員 ありがとうございます。

定義につきまして、3番目のお願いでございます。私ども建設産業の中では建築、土木というのははっきり分かれた定義でございます。今回、意匠法で建築物の中に土木構造物も含むとされることで、私たちの仕事上使う「建築物」という言葉の中に、本来の建築物だけを言うときと、それから土木構造物まで入ることと2つの意味が生じてしまうことになりましたならコミュニケーションに支障を来しますし、一々注釈が必要だということになりますと、生産性にも影響を及ぼすようなことになるかと思えます。

そうしたことがないように、これは意匠法独自のものであるということを、都度都度御説明いただきたいと考えております。具体的には多分、解説本が出されると思いますので解説本、それから逐条解説、そして今般の審査基準。それから説明会などでも、これは意匠法独自の解釈であるということで、通常は建築物といったらダム、橋梁、トンネルなどは入らないんだということは、よくよく御説明していただきたいと考えております。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御指摘ありがとうございます。先生がおっしゃいますように、例えば、既存の建築学なら建築学会の皆様にも、何か不測の混乱が生じないように、よくよく対応してまいりたいと思います。解説本や逐条解説につきまして、当室では担当しておりませんが、担当の部署には御要望をお伝えしたいと思っておりますし、意匠審査基準上も、本日見ていただきました説明資料では、例えば8ページのところに明記したいと思っております。

資料4の8ページに、※で注釈を加えておりますけれども、こうした定義は意匠審査基準上における定義でございます。意匠法の目的に照らした定義であることがわかるようにここにも明記をさせていただきます。それから説明会等でも、解説したいと思っております。

○澤井審査第一部長 澤井です。柏瀬さん、非常に示唆に富んだ意見や質問、ありがとうございます。

この立法過程、3年ほど前から立案に関与した立場から、法改正の背景について少し御紹介させていただきます。御案内のとおり、特許法では建築物、土木物関係なく、広く保護の対象にしています。一方で意匠法は、当時、非常に限定的な保護範囲であったことは御案内のとおりかと思っております。

他方で、世界を見てみますと、ともに創作を奨励する法律ですので、特許法も意匠法もその保護の範囲はほぼ等しいものでありました。産業競争力とデザインを考える研究会におきましても、またこのワーキンググループの前提であります意匠制度小委員会におきましても、やはりその保護の範囲については諸外国にならぬ広めるべきだろうという提言をいただけてきました。

背景には、我が国においては非常にデザイン力がすぐれたデザイナーの方、建築士の方がたくさんいるにもかかわらず、その保護が十分ではないために競争力を失っているのではないかと、イノベーションにつながっていないのではないかと、ブランド力につながっていないのではないかと御指摘をいただきました。国際的にも評価されているデザインの力を使って、我が国の競争力をもう一度復活させようということで議論が出てきたものでございます。したがって、御指摘のありました建築物、土木構造物に限らず、私どもは日本の設計士の皆様、建築士の皆様、デザイナーの皆様には大変期待をしているところでございます。そうしたことを背景に今回法改正をし、加えて基準の改訂を進めているところでございます。柏瀬さんのほうからも、ぜひ、PRをしていただければと思います。どうぞ

よろしく願いいたします。

○柏瀬委員 澤井部長、御説明ありがとうございました。私個人としても、土木構造物はすぐれたデザインがたくさんございますので保護されるべきだと考えておりますが、これは言葉の問題でございまして、「建築物」と法律に入ってしまったので、日本の場合は明治以来の産業の——話が長くなりますのでこの辺にしておきますが、明治以来の産業振興のために目的別に学科を分けたという経緯がございまして、建築、土木と別々のものなんですね。言葉の定義が私どもの中ではっきりしておりますものですから、建築物に土木構造物を含むとお聞きして、非常にびっくりしたというところがございます。言葉だけの問題でございますので、これが乱れないでうまく運用されればよろしいかなと考えておりますが、そこはきちんとやっていただきたいというところがございます。

○澤井審査第一部長 ありがとうございます。ぜひ、世界に冠たる素敵な橋などを、世界にPRしていきましょう。よろしく願いします。

○黒田座長 貴重な御指摘ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○柏瀬委員 ほかの方からなければ、続けてよろしいですか。

○黒田座長 お願いします。

○柏瀬委員 今回の建築物の意匠でございますけれども、出願の仕方が多岐に富んでいるなと思います。例えば建築物の内部と内装ですとか、複数の棟があった場合に、通常の出願にするのか組物にするのかといったことで、新しく意匠出願をなさる方は非常に迷われるかなと思いますので、この辺は出し方を間違ったからといって、出し直さなきゃだめということではなく、柔軟な対応をお願いしたいと考えているところがございます。例えば、建築物の内部と内装などは重なり合う部分が多いのかなと思いますので、補正で対応可能とか、そういったことはしていただけるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、今回、ユーザーの皆様方の選択肢が非常にふえたような状況でございますので、どのように出願するとどのようになるのかというところが、やはり手探りで御出願されるケースも多いかと思っております。

今御質問の、例えば内装の意匠から建築物の部分意匠等に補正ができるかというところは、私どもも柔軟に対応していきたいと思っております。本日お配りさせていただきました、後でまた御説明させていただきます内装意匠の基準案にも、内装の意匠から建築物へ

の意匠の補正ができますよという項目も新たに設けさせていただきました。こういった形で基準上も御案内してまいりたいと思っております。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

お願いします。

○青木委員 時間もあれなので1点だけですけれども、32ページの建築物の需要者を類否の判断の主体とすること自体は共通の了解だと思っておりますが、ただ、普通の物品と比較して建築物の場合、まず発注する方から始まって、取り引きに当たられる方、借りる方、使う方、入るかどうかは微妙ですがお店に来る人というのがあると思うのですが、ここでの需要者の考え方、あるいは認定の仕方について、もし、現時点でお考えがあれば御教示いただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。こちらの判断視点は先ほどの物品と同様に需要者（取引者を含む）と申し上げましたが、詳細を申し上げますと、物品の類否判断におきましても需要者の設定は、各物品の性質に照らしてさまざまございまして、例えば、エンドユーザーさんが使われるような小物でございまして、そのエンドユーザーさん自体が需要者となって参りますが、例えば公園に敷設される法面ブロックのようなものと、公園に来られるお客様ではなくて、敷設される施工業者さんが需要者であるという判決等もございまして、です。ですので、物品におきましても、物品の性質に照らして需要者自体の設定が異なるものとなっておりますように、建築物につきましても同様と考えております。

例えば、個人の方の家屋でしたら、エンドユーザーの方が施主さんとなられて、需要者はエンドユーザーさんであると考えられますし、大型の複合ビルですと、施主さんになられる方はそのビルのオーナーでありまして、エンドユーザーの方はそこに来られるお客さんという関係性になるかと思っております。このように複合ビルのような大型のものにつきましても、第一義的には需要者の方はビルのオーナーさんとなられると思うのですが、その方自体もビルの使い勝手のよさですとか、お客さんが自分のビルをどう見るかというところも勘案して、そのビルのデザインを選ばれるかと思っておりますので、施主さん、ビルのオーナーさんが需要者と考えた場合におきましても、エンドユーザーさんの視点を複合的に勘案した視点となるかと思っております。つまり、こうした大型複合建築物のようなものにつきましても、施主さんとエンドユーザーさんとの複合的な視点から判断が行われると考えられます。

○青木委員 わかりました。ありがとうございました。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○堀越委員 堀越です。

意匠法の中に建築物が入るということですが、これは部分意匠という考え方も入ってくるということで考えてよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 はい、おっしゃるとおりでございます。建物の外側だけではなく、内側だけの部分意匠も出願可能としたいと思っております。

○堀越委員 内側というか1階部分だけとか、上の部分だけという意味ですけれども、それも可能ということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、そちらも可能だと思っております。

○堀越委員 そうしますともう1点ですが、地下構造物の場合は内装だけになりますか。先ほど観察の視点というのが、人のレベルでというお話がありましたが、空を飛ばば何らかの形で上からは見えるわけですが、地下の場合はやはり外観を登録することになりますか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、おっしゃるとおり、意匠法の2条の定義が意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものとしてございますので、通常の使用状態で視認できない部分は意匠法上の意匠を構成しないと考えられます。他方、地下の構造物でも、内側につきましては使用時に御覧になる部分があると思っておりますので、そこにつきましては建築物の部分意匠という形で権利化が可能かと考えております。

○堀越委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございました。

お願いします。

○神田委員 2点、確認とお願いですが、1点目は確認です。用途・機能のところ、人が内部に入り、一定時間を過ごすか、過ごさないかというまとまりと、あとは別のものがあるのですが、住宅と病院、レストラン、オフィスといろいろ一定時間を過ごす中でも、過ごす目的が違うもの、商業用か住宅かでまた違うと思っておりますが、まず、機能・用途の判断としては、一定時間を過ごすかのまとまりで機能・用途を共通と判断し、その中で形態がどうか、類似するか同一かという判断をされるということによろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい、御理解のとおりでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

もう1点、こちらはお願いなのですが、今後、類否の判断をされる際に、審査の段階で引例や参考文献が引かれることがあるかと思えます。物品になりますとホームページの製品掲載等で引例等が引かれることが多々あると思うのですが、建築物になると著作権が発生する引例が想定できます。ユーザーが類否の確認の際に引例を確認しやすいよう、ユーザーが見やすいように、著作物の問題についても整理していただきたいと思えます。

現在も公知資料の中で、著作性のあるものは特許庁や図書館に調べに行かないと見られないという状況で、すぐに確認できないものもごございます。今回、建築物や内装になってくると、写真や雑誌、書籍など、著作性を持つ資料が含まれると思えますので、そちらのあたりの調整をお願いできたらと思っております。よろしくお願ひします。

○下村意匠審査基準室長 わかりました。御指摘ありがとうございます。私どもで収集します公知資料につきましては、著作権許諾を取って J-PlatPat 等で御覧になれるようにとすることで努力をしているのですが、著作権許諾が得られないものがあえなくございまして、ここは私どもも課題として認識しているのですが、鋭意、許諾を取るべく努めていきたいと思ひます。

それから審査官が個人的に、例えばどこかのウェブサイト等から引用することもあると思うのですが、そのときには審査官が拒絶理由通知書に、当該ページのイメージデータを添付させていただいているということでございますので、こちらのデータとしてできるだけ鮮明なものを添付して、引用意匠が確認できるように、私どもとしても努力してまいりたいと思ひます。

○神田委員 よろしくお願ひします。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。今の質問に関連してですが、よろしいでしょうか。審査時の調査でございますが大変心配してございまして、実は土木構造物も建築物も、文献にあらわれされていないものが多いわけでございます。特に土木構造物などに関しては全く文献にはないけれども、実際には存在をするといったものが多数ございます。

例えばダムだけを見ても、国内で3000ほどあるそうでございまして、大抵は山奥で道もないようなところに存在しております。こういったものまで調査をしてくださるのかどうか。そして調査をしてくださった結果、参考文献として、例えば何々ダムと書かれただけでは、私ども、見にも行けないわけでございますので、何か写真のようなものを提示してくださるのかといったことを心配してございまして、いかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 中にはご指摘のように公知資料の収集作業が難しいものも考えられます。ここは私どもも課題とっておきまして、こういったものの資料収集をどのように進めていくかというところは検討していきたいとおもっております。

どこの文献にも載っておらず、公然知られた形でも、例えばほとんどその外観から見えずに地中に埋まっているというものになってきますと、施工はされているのですけれども、外観形態が公知になっていないというケースもあるかと思うのですが、そういったものとの見きわめをしつつ、資料収集につきましては努力してまいりたいと思います。

ダム等ですと、例えば一つの河川につきましての、ダムの設計図等を公表されている自治体さん等もあれば、そうでないところもございまして、こうした資料収集も検討課題だと思っておりますので、皆様の御知見を拝借しながら、鋭意対応してまいりたいと思えます。

○柏瀬委員 ありがとうございます。

すみません、時間ぎりぎりでございますが、もう一つだけございまして、組み立て家屋についてでございます。従来、現行法ですと建築物は組み立て家屋で出されている場合が多いと認識しております。この組み立て家屋と今度の建築物、類似という判断をしてくださるとのことですが、過去のもう出されている組み立て家屋に対して類似ということであると、施行後は建築物を関連意匠で出すことは可能でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そこは可能と考えております。ただし、今後出される政令等で特段の制限等が設けられない場合は可能と考えられます。

○黒田座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「建築物の意匠」に係る意匠審査基準につきましても、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料4において整理した方向性に沿って検討を進めていくことといたします。事務局におかれましては、特に次回以降の資料作成の際、いただいた御意見を踏まえて資料作成をお願いいたします。

「内装の意匠」に係る意匠審査基準について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第4、「内装の意匠」に係る意匠審査基準について」でございます。この議題は質疑応答も含めて25分を予定しております。

では、事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料6から8に基づきまして、「内装の意匠」に係る意匠審査基準の改訂の方向性につきまして、御説明させていただきたいと思えます。資料7を用いて御説明したいと思えますので、こちらをお開きいただけますでしょうか。内装意匠も建築物と同様に内装意匠への該当要件、開示要件、登録要件の順に御説明したいと思えます。

3ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが改正意匠法の条文となっております。内装の意匠の規定は第8条の2として新設されております。

5ページは、「内装の意匠」に該当するための要件についてでございます。条文から導き出されます要件として、こちらに記載の3点が考えられます。これら各要件の判断基準案につきまして、次のページから順に御説明させていただきたいと思えます。

6ページは、1. 店舗、事務所その他の施設に該当するための要件についてでございます。内装意匠の対象として、「店舗」や「事務所」に加えまして、「その他の施設」が規定されております。

この「その他の施設」には、意匠法の法目的（意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与する）に照らしまして、例えば、宿泊施設や医療施設など、あらゆる施設が含まれる旨を基準上に明記してはいかがでしょうか。

また、「施設」には動産も含む旨をあわせて明記してはいかがでしょうか。

7ページは、施設の内部に該当することの要件についてでございます。「内装の意匠」として意匠登録を受けるためには、施設の内部を主としたものであることが必要な旨を基準上明記してはいかがでしょうか。

ただし、施設の内外のつながりを考慮した内装の創作があることも踏まえまして、施設の内部に連続して、これらに付随する外部が含まれておりましても認め得るということ、あわせて明記してはいかがでしょうか。

8ページは、意匠法上の物品等により構成されるものであることとの要件についてでございます。条文に照らしまして、「内装の意匠」に含めることができますのは、意匠法上の物品、建築物又は画像である旨を基準上に明記してはいかがでしょうか。

9ページは、複数の物品等から構成されることとの要件についてでございます。第8条の2は、複数の物品等から構成される内装について、一意匠として出願し、登録を受けることができるものでございますので、複数の物品等を含まないものにつきましては、内装意匠に該当しない旨を、基準上明記してはいかがでしょうか。

10 ページは、内装全体として統一的な美感を起こさせるものであることとの要件についてでございます。条文には、「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」との要件が規定されております。そこで、出願された内装の意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであることが必要となる旨を基準上に明記してはいかがでしょうか。

さらに、本要件を満たすものの例と、満たさないものの例につきましても明らかにしてはいかがでしょうか。

11 ページは、それらの例となります。

12 ページから具体的な事例もお示ししておりますので、そちらの事例とともに御説明させていただきますと思います。まず 12 ページでございますが、①構成物等に共通の形態処理がなされているものの例となります。この意匠では全ての什器等の角部に同様の面取りの処理がなされております。

13 ページは、②構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様をあらわしているものの例となります。こちらの例では、什器が一輪の花に見えるように配置されております。

14 ページは、③構成物等に観念上の共通性があるものの例となります。博物館の渡り廊下の中に配置された照明器具が、それぞれ太陽系の惑星の形を模したものとなっております、観念上の共通性が見受けられる例となります。

15 ページは、④構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したものの例となります。

16 ページからは、⑤内装の意匠全体が一つの意匠として統一的な創作思想に基づいて創作されておりました、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例となっております。こちらは喫茶店の統一感ある意匠の事例となります。

17 ページは、図書館の統一感のある事例となります。

18 ページは、米国の意匠特許の統一感ある店舗の事例となります。こちらの3つの事例は、いずれも意匠全体といたしまして、一つの意匠としての統一的な創作思想に基づいて創作されておりました、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものでありますので、統一性要件を満たしたものと判断されます。

20 ページは、意匠ごとの出願についてでございます。内装意匠につきましても、一つの意匠として出願することができる範囲について検討し、当該判断指針を基準上に明記してはいかがでしょうか。

具体的には 21 ページの下の枠内に記載いたしましたように、(1) 意匠に係る物品の欄に二以上の施設が並列記載されている場合は、二以上の内装の意匠を包含した出願と判断してはいかがでしょうか。

(2) 図面に複数の空間があらわされている場合につきましては、このような場合は原則、二以上の内装の意匠を包含した意匠登録出願と判断することとしてはいかがでしょうか。

ただし、二以上の空間を含むものでありましても、用途に共通性があり、形態的にも一体的に創作がなされたものである場合には、一つの意匠と判断してはいかがでしょうか。

24 ページは、「内装意匠」の開示要件についてでございます。内装意匠につきましては、意匠の明確性の観点から、「意匠に係る物品」の欄に内装意匠であることや、内装の意匠の用途が具体的となるものを記載することとしてはいかがでしょうか。

25 ページには、こうした要件を満たす具体的な例を記載しております。

26 ページは、図面等における開示でございます。こちらも建築物と同様に、現行運用におけます柔軟な考え方を基礎としつつも、29 ページにお進みいただきまして、「施設の内部に該当するものであること」という要件がございますので、少なくとも「①床、②壁、③天井」のいずれか一つ以上をあらわすこととしてはいかがでしょうか。

30 ページは、特徴記載書の提出についてでございます。内装意匠は、その多くの物品等から構成されておきまして、出願人が意図する創作のポイントを十分に表現することが困難な場合も予想されます。つきましては、特徴記載書の提出を推奨させていただいてはいかがでしょうか。

ただ、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願につきましては、出願と同時に特徴記載書の制度がございませんので、御提出いただくことができません。そこで、国際出願の場合につきましては DESCRIPTION の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当しない場合は、拒絶理由の対象としない旨を基準上に明記してはいかがでしょうか。

加えまして国内の通常の出願におきましても同様に、意匠の説明の欄に特徴が記載されている場合につきましても、同様の取り扱いとしてはいかがでしょうか。

35 ページは、「内装の意匠」の新規性の判断についてでございます。

37 ページは、「内装の意匠」の用途及び機能の類否につきましては、一番下の枠内の最後のパラグラフに書かせていただきましたように、建築物の意匠と同様に、内部にお

いて人が一定時間過ごすという用途及び機能に共通性がありますものにつきましては、いずれの内装の意匠も、相互に用途及び機能に類似性があると判断することとしてはいかがでしょうか。

39 ページは、類否判断におけます什器等の配置の評価についてでございます。内装意匠は配置を含めた意匠全体の美感を保護対象といたしますので、当該配置の評価方法を基準上に明記してはいかがでしょうか。

こちらの一番下の枠内の2段落目に記載しておりますけれども、「内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形態のみならず、それらの配置や組み合わせの共通点、相違点についても考慮して判断を行う。」としました上で、「配置に違いがある場合、この相違がわずかであるが、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。」と記載してはいかがでしょうか。

40 ページからは、「内装の意匠」の類否判断の事例となります。具体的な事例の内容についての御説明は、各事例の下のほうに解説を記載させていただきましたので、私からの御説明は割愛させていただきたいと思えます。

45 ページは、創作非容易性の判断基準についてでございます。こちら本ワーキンググループで、前回までに検討いたしました考え方を基礎としまして、内装の意匠の性質に照らした内容のものを基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。こちらのページにありふれた手法の例と、軽微な改変の例を記載しております。

また、46 ページ以降に具体的な創作容易と判断される意匠の事例なども記載しております。なお、こちら各事例につきましては、事例中に解説を記載させていただきましたので、御説明は割愛させていただきたいと思えます。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。

内装の意匠でございますが、実施行為は2条2項の何号でお読みしたらよろしいのでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室長の久保田と申します。

内装意匠の実施行為に関してですが、内装の意匠というのは組物の意匠と同様に、複数要素から構成されるものであっても、特定条件を満たせば一意匠として意匠登録を受けられるものであるという規定になっております。したがいまして、内装の意匠の実施行為につきましても、組物の意匠の考え方が参考になるかなと考えております。

これまで、組物の意匠についての侵害訴訟の裁判例は承知していませんが、一部学説によれば、組物を構成する一つの物品の意匠を他人が無断で実施した場合に、当該組物の意匠権の侵害が成立するか否かについて考えると、これは他の登録意匠を構成している一 부품の意匠を第三者が無断で実施した場合における意匠権の侵害の成否と同質の問題であって、当該意匠権の侵害には結びつかないとされております。

最終的には、どういった内装意匠の行為が意匠権の侵害となるかは裁判所の判断事項ではございますけれども、少なくとも内装意匠を構成する個々の物品等を製造する行為、それから構成する壁や床を備えた建築物を建築する行為が、直ちに侵害行為に該当することにはならないのではないかと考えております。

他方で、内装意匠は統一的な美感をもって、一意匠として登録されるものでございますので、当該登録された内装意匠と同一、又は類似する美感を起こさせるように、施設の内部の設備及び装飾を構成する行為は侵害行為となるのではないかと考えております。

条文で何条かということではございますが、実施行為は全て2条2項に規定されておりますので、内装の意匠の実施行為についても、2条2項を適用するのではないかと考えております。

○柏瀬委員 何号かという質問でございます。

○久保田意匠制度企画室長 それは、内装を構成するものが建築物と物品なのか、あるいは物品のみなのかによっても、ケース・バイ・ケースで異なってくると思うんですね。ですので、2条2項の2号の中にも、さらに製造行為や使用行為といろいろ規定されておりますが、どの行為が実際の目の前の内装意匠の実施行為になるかというのは、ケース・バイ・ケースになるのかなと考えております。

○柏瀬委員 そういたしますと、物品の製造に該当する行為と考えましたら、内装の意匠が完成した時点で侵害行為が成立すると考えてよろしいのでしょうか。

○久保田意匠制度企画室長 そういうふうに判断されるのではないかと、当庁では考えております。

○柏瀬委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。続けて質問いたします。

先ほどの建築物と同様ではございますが、調査はどのようにしてくださるのかというのは大変心配しております。建築物の外観などは、例えば外から見えるものですから、比較的簡単に、実在するものに関しても調査はできると思いますが、内装となりますと建築物のみならずキャンピングカーなどもございますけれども、文献にあるものも少なく、実際にあるものを調査するのは非常に難しいのかなと。例えば公開されている場所だけでも、ホテルのロビーですとか病院の待合室といったものが多々ございます。これらの調査をどのようになさるのかなということでございます。

それに関連してでございますが、そのときの参考文献、どのように記載してくださるのかを大変心配しております。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。内装意匠の公知資料の収集につきましては従来の物品と同様に、インターネットの調査や公知の文献、公知の既存の外国公報等から収集をしております。本来ですと意匠法の引例となりますのは、公然知られた意匠、刊行物に記載の意匠、それから電気通信回線等を通じて公知となった意匠となりますので、一番収集が難しいところが公然知られた意匠になるかと思うのですが、ここは私どもでも御専門家の皆様に、どういったところに資料がおありかを今、教えていただいているところでして、業界団体の皆様から、こういったところに資料がありますということ、御教示いただいているところでございます。そうしたところを中心に資料収集を図って参りますので、今後鋭意、データベースの構築について努力していきたいと思っております。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

お願いします。

○青木委員 2点ありまして、1点目が内装に当たるかどうかというところですが、先ほどの動産などでも内装が成立し得るというお話で、現在でも例えば自動車の内装の出願は、自動車としてされている可能性があると思うのですが、そういった既存物品の意匠と、こちらで内装として出てくるような動産に係る内装の類似性などについては、何かお考えがあるのかを確認させていただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 ありがとうございます。今回、施設というところには動産も入

り得るところで運用したいと思っておりますので、おっしゃるとおりキャンピングカーや乗用自動車の内装等も、定義上は含まれ得ると考えられます。

他方、内装意匠の場合は、「二以上の物品等により構成されること」という要件がございますので、例えば乗用自動車の内装のみで御出願いただく場合には、この要件を満たさないことになろうかと思えます。

ただ、その中に移動できる、固着されていない物品等が含まれてまいりますと、二以上の物品等の要件を満たしてまいりますので、その時点で内装意匠となってくる場合があると思えます。

その上での類否判断の御質問でございますけれども、中に什器等が入りましても、什器の要素が意匠上の特徴とはならず、例えば乗用自動車やキャンピングカーの内装自体に特徴があるようなケースですと、キャンピングカーの部分意匠と類似してくるケースもあろうかと思えます。条文上は、「内装意匠と物品とは一律非類似にせよ」といった規定や、「先後願の判断をしなくてもよい」という断りがなされている条文がございますので、実質的に中身が類似していると判断されるようなケースでは、カテゴリーをまたいで類似と判断されるケースもあろうかと思えます。

ただ、注意なくはいけないのは、内装意匠の場合は什器等の配置も含めた意匠であるという点でございます。その点も考慮して、なおも什器の要素が非常に小さい場合には可能性としては類似関係が生じることもあり得ると考えております。

○青木委員 組物と普通の物品との間で、恐らく類似関係を否定しておられるのではないかという気がしていたのですが、内装の場合に関しては、必ずしもそこを徹底するおつもりはないということなのですか、今のお話は。

○下村意匠審査基準室長 組物のところも、条文上には組物の意匠と普通の物品との類似関係を否定する縛りをつけるような規定がありません。他方、運用の整理として、従来は普通の物品とはほとんどのケースで類似しないのではないかと考えられていたため、そのような説明がなされていたと思うのですが、今回の法改正によって建築物と内装ですとか、内装と物品の間で中身がほぼ共通したものもあり得ると考えていますので、私どもは、逆にダブルパテントが生じるような運用をすることがないように、ここが一番の留意事項と思っておりますので、中身が類似してくるときには、きちんと対比をし類否判断をしたいと考えております。

○青木委員 わかりました。

もう1点のほうはどこまでかわからないのですが、11 スライド目で、内装の場合、恐らく一番特徴的な条件である統一的な美感を起こさせるというところがあったと思います。起こさせるものの例と、起こさせないものの例が挙がっていると思うのですが、多分、この間にはかなりいろいろな種類のものが入ってきそうな気がしています。

審査基準ですので、あくまで言えることのみを書かれるということでもいいとは思いますが、これは質問というよりは、もしかすると課題の提示かもしれませんが、例に挙がっているものも、基本的には恐らくあまり異論のないものが挙がっているような感じを受けました。限界事例になっていきますと、一方で、ほかの人がある種、気づかずに使ってしまう得るようなものも出てきそうな気がしますので、統一的な美感を起こさせるもの、学説上もほとんど機能しない要件という立場から、ここでハードルを上げておかなければならない立場までありますので、実際の運用の場面で、この間ぐらいが出てきたときにどうされるかというのを、少しお考えいただいおいたほうがいいのかという気がいたしました。

○下村意匠審査基準室長 ありがとうございます。こちらは、非常に距離感がある上下を、お示しさせていただいておりますけれども、私ども事務局の考え方といたしましては、この要件は、本来は一意匠一出願の要件がございますところを、複数の物品等を含めて、一つの御出願として出させていただくことの理由づけとして、やはり統一感が必要でございますし、配置を含めた美感、全体的な美感を保護対象としているところの要請からも来る要件であると思っております。

他方で、この要件を非常に高いハードルで、いろいろなものを拒絶していくロジックとして、創作容易性や新規性と同様に使ってまいるかといいますとそうではなくて、先ほど申し上げた2点との関係で生じている要件と考えておりますので、ここがございますような、①から⑤のところを十分に満たすと考えられますものは、厳しい要件としてではなくて、緩やかに判断してまいりたいと考えております。

○青木委員 多分、異論もあるかもしれませんが、ひとまずここは。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

お願いします。

○堀越委員 堀越です。

スライド6の内装の意匠という中で、当然お店や飲食店を含めて、内装の一部にはディ

スプレーに相当するもの、つまり装飾の部分があるかと思うのですが、そうした季節ごとに変わるようなディスプレイも意匠の対象になると理解してよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 内装意匠の場合は人が一定時間を過ごす空間を対象としておりますので、例えば先生がおっしゃるディスプレイがウィンドーディスプレイのように、ある閉じた空間が、建築物の外からは見えるけれども、中に人が入って過ごす空間とは隔離されていて、外からしか見えない一つの箱庭状の空間となりますと、内装意匠の要件は満たさないことになってくる可能性がございます。

他方で、ウィンドーディスプレイのようなものでも、お店の中とつながっているケースもあるかと思うのですが、そのときには内装の一環となることもあるかと思えます。外方しか見られないものについては、建築物に固定されたものであれば、建築物の外観として一部登録が可能な領域もあるかと考えておりますが、いわゆる典型的なウィンドーディスプレイのようなものと、内装意匠には該当しないということがあるかと思えます。

○堀越委員 そうしますと、内部において人が一定時間を過ごすためのものということの一つあるということですね。例えば、内部でも見えるけれども外からも見えるのは対象になるという理解でよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○堀越委員 その場合、渡り廊下の例などが後で出てくるわけですが、それは人が一定時間を過ごすということについては、かなり短い時間であろうかと思うわけですね。ディスプレイについては理解できましたが、一定時間を過ごすという部分について、時間の目安は何かありますでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 例えば、何分間といった具体的な時間については考えてはおりませんでした。中に入って内部の造作の美感を看取し得るような使われ方をする施設の内部であれば、その時間は例えば何分以上という要件を設けることは考えておりません。他方、そもそも中に人が入って、その内部の造作等を観賞する機会もないような空間でございますと、基準案でございますように、そこは登録の対象外と考えております。例えば、システムのメンテナンス上で入るだけのパイプスペースですとか屋根裏といったところは、通常の使用状態で御覧になることが想定されない部分になりますので対象外と考えますが、このような廊下ですと、通常の使用状態で中から内部の美感を観察するという瞬間がございますので、それをもって、この要件を満たしていると考えております。

○堀越委員 はい、わかりました。

もう1点はスライドの8番で、内装の意匠を構成するものとして適切なものの例の中に、陳列棚などの什器類があるわけです。これは私なども、ショールームの中や陳列のあり方はデザインの対象なので関心があるのですが、陳列什器や棚は当然デザインします。これは単独で意匠登録の対象だと思うのですが、そこに商品を含むとありますと、陳列方法も登録の対象になると理解してよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃるとおり、ここに括弧書きで（販売商品等が含まれていても可）とさせていただきますが、そういったものも意匠の構成要素とはなり得ると考えております。

ただ、そこが積極的に意匠の特徴となってくるのは難しいケースも多々あると思うんですね。通常の使用状態で、例えば普通にセーターが100着並んでいるといったところは、既に公知になっている例も多いと思います。ですので、創作性や新規性で登録要件を満たすと判断されるかどうかは別としまして、含むこと自体は物品に該当するものでございますので、条文上は入り得るということですので、ここに含まれていても可とさせていただきます次第です。

○堀越委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○小山委員 小山です。

内装の意匠に限らず、今回拡大される建築物や内装、画像共通のことなのですが、クリアランスを考えると、登録された図面、あるいは物品名だけではわからないものは結構あるんですね。今、御質問があった8ページの画像を見ましても、出願人はどこを目的に出されたか、審査はどこをポイントに判断されたかがわからないと、この権利の解釈は、第三者はできないということがあろうかと思えます。

それを補填するという意味で、推奨されている特徴記載がございますが、皆さん、御存じのように特徴記載というのは基本的に出願人の思いを単に吐き出すだけであって、それについては審査しなければ補正もしないで登録公報に載ってしまうということなので、必ずしもそれを読んだからといって、審査のポイントがどこにあったか、権利がどこにあるかはわからない点があろうかと思えます。

今回、対象が拡大されたわけですから、従来の意匠の物品説明や、意匠の説明に若干問題があるのだと思うのですが、そこに必ず書いていただく、出願人にここをとりたいのだ

と。審査の段階で、その特徴点が違うという場合には補正命令をかけるといった慎重な審査という形でできないものなのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 貴重なご意見をどうもありがとうございます。意匠権の権利化された内容の明確化という点では、今ご指摘いただいた視点も大変大事なところかと思えます。

他方で意匠の場合ですと、非常に簡便な手続で権利が取れるというところも魅力の一つでございまして、例えば過重な要件を課しますと、毎回拒絶理由がかかって、制度に不慣れな皆様が御出願できないというケースもあろうかと思えます。ですので、特徴記載書は任意の書とさせていただいていますので、こういったものをお出しになることがフレキシブルにできるように制度は準備することとさせていただきたいのですが、これを必須の要件としました瞬間に、非常に多くの拒絶理由が多発してしまいますので、そのバランスを見て、今回は特徴記載書の提出を推奨するというスタンスにさせていただきました次第です。

先生がおっしゃるとおり、登録公報を見て、どこが特徴かというのがわかることが一番いいと思いますので、今回、審査基準を全面改訂しておりますが、審査の進め方の章のところで、審査官に送るメッセージとして、私どもとしては参考文献を見つけたら、例えば特徴記載書の特徴を相殺するような引例を見つけたようなケースにおいては、必ず参考文献を積極的に公報に載せようということもしてまいりたいと思っております。そこで公報を見ていただくと参考文献との関係から、ある程度、周りにどのようなものがあるかわかるような環境にしていきたいと思っておりますので、その範囲で御了承いただければと思います。

○小山委員 特徴記載があればあっただけ、それはわかりやすいと思うのですが、そこに何ら拘束がないということと、審査の遅延ということはあろうかと思えますが、今まで保護されていない新たな対象物に対して独占権を与えるということですので、例えば商標でいえば、新しいタイプの商標に対して非常にシビアな、厳しい審査をされていたように、そこら辺はそういった運用をされてもいいのかなと。とりあえず登録すればいいということで、何かわからない権利を多発すること自体が逆に問題なのかなと、個人的には感じるので。

○澤井審査第一部長 まさに小山委員がおっしゃったように、これまで保護されていなかったものに対する審査のあり方というのはどうあるべきか、私たちも今、考えております。

まず、保護の対象とすることによって、創作をこれから奨励するわけですが、だからといって、じゃあ、何でも登録するのかというと、むしろ今、私たちは、新しく保護されたものが皆様から尊重されるように、今、委員がおっしゃったようにハードルを高くしておくことが必要なのではないかと考えています。尊重されることによって、一層創作が奨励されるのではないかなと思っています。そこで、今回の基準も事例を豊富に書きつつ、できる限り創作容易性のハードルを高くして、より皆様から尊重されるようなデザインを登録していきたいと考えております。そうした思いでこの原案をつくっておりますので、今の委員の視点からでも、こうした点も入れたほうがいいのではないかなということがあれば、ぜひ、御助言を賜ればと思っております。よろしく申し上げます。

○小山委員 よろしく申し上げます。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○林委員 林です。今の小山委員の御質問に関連しまして、資料7の30ページに、「内装意匠」の出願においては、特徴記載書の提出を推奨することにしてはどうかという御提案がございまして、下の薄い青で囲ったところで、ハグ経由の出願についての記載がございまして、ここでは「DESCRIPTIONに特徴記載的な記載があった場合には、拒絶理由等の対象としない」と書かれていますが、何も書かれていない場合で、明らかに内装や建築のようなものが入ってきたときは、どのような対応をされる御予定ですか。

○下村意匠審査基準室長 そこは特段、特徴記載書は必須の要件ではございませんので何も問題はございません。こちらの記載は、特徴記載書を出したいのにその書類を出すために特別な手続をしなくてはならないというのは難儀であると思っておりますので、DESCRIPTIONの欄がもともとございますので、その欄に、本来特徴記載書に記載すべき意匠の特徴を書いていただいても構わないという運用をしたいという趣旨でございます。

○林委員 あくまでもここは任意の扱いということですね、わかりました。

それから、先ほど建築と内装の御説明を両方していただいた後に、御質問をまとめてさせていただこうと思っていたところ、ほかの委員の皆さんが全部聞きたいことを聞いてくださったので、私からは一つだけお願いがございまして。

今回、このワーキングを開催するに当たり、たくさんのお時間を割いていただき、事前説明をしていただきまして本当にありがとうございました。条文からだけではどのような形で権利化が図れるのかといったところが不明確だったのが、かなり明確になりました。

ただ、先ほど柏瀬委員もおっしゃっていたとおり、建築と建築の内部と内装とすみ分けがわかりづらいところがあると思うんですね。細かい部分を一々審査基準に書き下してはとても追いつかないと思いますし、審査基準に記載すべきことではないと思うのですが、Q&Aや解説本を充実させていただくほかに、登録が出てまいりましたら、ぜひ、事例集のようなものも作成いただければと考えております。よろしく申し上げます。

○下村意匠審査基準室長 はい、承知いたしました。貴重な御指摘ありがとうございます。私どもも施行前までには、例えば図面の記載等の手引などで、願書や図面をどのように御作成していただくか等の解説書もつくりたいと思いますし、今、御意見いただきましたように事例集を出しておりますので、今後新しい保護対象に特化したような切り口で作成できれば対応したいと思います。

○黒田座長 そろそろ時間ですので、先に進めさせていただきます。それでは、「内装の意匠」に係る意匠審査基準」につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料7において整理した方向性に沿って検討を進めていくことにしたいと思います。事務局におかれましては、特に次回以降の資料作成の際、いただいた御意見を踏まえて資料作成をお願いいたします。

「画像の意匠」に係る意匠審査基準について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第5、「画像の意匠」に係る意匠審査基準について」でございます。この議題は、質疑応答も含め25分を予定しています。

では、事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料9から11に基づきまして、「画像の意匠」に係る意匠審査基準の改訂の方向性についての御説明をさせていただきます。御説明には資料10を用いますので、こちらをお開きいただけますでしょうか。

1 ページの目次を御覧いただきまして、画像の意匠も建築物等と同様に、画像を含む意匠への該当要件、開示要件、登録要件の順に御説明させていただきたいと思っております。

2 ページが改正意匠法の条文となります。本年の法改正によりまして、意匠の定義に物品性を要しない画像そのものが明記されております。

5 ページは、画像が意匠法上の意匠を構成するものであることとの要件についてでございます。どのような画像であれば、意匠法上の意匠に該当すると判断するかにつきまして、

具体的な判断指針を基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。具体的には、こちらの下枠内のように記載してはいかがでしょうか。

画像を含む意匠について、意匠登録を受ける方法には大きく、以下の二通りがございます。1つ目が、物品から離れた画像自体として保護を受ける方法。2つ目が、従来と同様に物品の表示部に表示された、物品の部分に画像を含む意匠として保護を受ける方法の2つでございます。

前者の画像意匠として意匠登録を受けようとする場合は、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであること」との要件を満たしている必要がございます。

また、後者の物品等の部分としての画像を含む意匠として意匠登録を受けようとする場合は、「物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像又は物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」との要件を満たす必要があるといった案となっております。

6ページは、先ほどの各画像に該当する事例を記載しております。上の段の(1)画像意匠につきましては、これまで保護の対象外でございましたウェブサイトの画像やアイコン用の画像、それから壁等に投影された時刻表示画像も全て登録の対象となります。

7ページは、今後も意匠法上の意匠に該当しない画像についてでございます。映画等の、いわゆるコンテンツをあらわした画像につきましては、「機器の操作の用に供される画像又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当いたしません。よって、これらのもののみからなる画像につきましては、画像意匠及び物品の一部としての画像を含む意匠のいずれの場合におきましても、意匠法上の意匠とは認められません。

そこで、その旨を基準上に明記するとともに、こちらの水色の枠内でございますように、図面中にコンテンツが一部表示された状態で意匠が開示されている場合の審査上の取り扱いにつきましても、このように基準上に明記してはいかがでしょうか。

8ページは、保護対象となる画像意匠の最小限の単位についての検討でございます。これまで物品性が要件となっておりますので、意匠の最小限の単位は市場で流通する物品であることとの要件で判断しておりました。しかしながら、画像は物品性を必要としないので、独自に最小限の単位を基準上明記する必要がございます。この点につきましては、「一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、何らかの「機器の操作の用に供され

る画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものであること。」との要件を明記してはいかがでしょうか。

9 ページは、意匠ごとの出願についての要件でございます。こちらにつきましては、本ワーキンググループで検討を行う一意匠一出願の基本的な要件及び現行意匠審査基準における画像を含む意匠の一意匠の考え方を基礎とすることとしてはいかがでしょうか。

加えまして、現行運用とは異なる運用を行うこととなる点につきましては混乱が生じませんよう、基準上明記することとしてはいかがでしょうか。

11 ページは、例えばテレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などのように、一体として用いられる他の物品に画像が表示されるケースがございます。こうした画像につきましては、改正後は画像そのものが意匠登録の対象となりますことから、画像意匠として御出願いただくべきことを、基準上明記してはいかがでしょうか。

12 ページは、組物の意匠でございます。法改正後は、画像につきましても組物の意匠として登録を受けることが可能となります。

具体的には 13 ページのような出願例が想定されます。こちらにつきましては、詳しくは議題 6 で御検討いただきたいと思います。

14 ページは画像意匠の開示要件でございます。改正後の意匠法第六条には、画像意匠の場合は願書に「画像の用途を記載すること」と規定されております。そこで、画像自体として出願する場合には、願書の【意匠に係る物品】の欄に、「〇〇用画像」と記載することとしてはいかがでしょうか。

また、物品の一部として出願する場合には現行法同様に、【意匠に係る物品】の欄に画像の表示された物品名を記載することとしてはいかがでしょうか。

例えば、こちらの左下の画像意匠の出願例では、【意匠に係る物品】の欄の記載を「銀行取引用画像」としております。他方、右側の物品として出願する場合の例では、従来どおり「現金自動預払機」としております。

15 ページは画像意匠の用途の記載として、適切なものの例を記載しております。

16 ページは、図面等の記載要件でございます。法改正後の画像意匠につきましては、立体的な奥行きを持つ画像についても登録を受けることを可能としたいと考えております。そこで、左側に立体的な画像図の例を記載しております。

また、VRに用いられるような仮想空間内における画像につきましても、右側の例にございますように、立体的に認識される画像として開示をしていただきまして、御出願いた

だけるようにはいかがでしょうか。

なお、これらの出願図面例につきましては、先ほど林先生からも御指摘ありましたけれども、改正法の施行に合わせまして、手引等に事例等を御紹介してまいりたいと考えております。

18 ページは、画像の意匠の新規性や先願の規定の判断についてでございます。改正後は新たに物品性を持たない画像意匠そのものが登録の対象となりますので、こうした画像意匠と従来からの物品の部分意匠として、意匠登録を受けようとする画像を含む意匠との間で、どのような類否判断を行うかについても、基準上に明記することが必要になります。これらの間において、その用途と機能の類似性をどのように判断するかにつきましては、こちらの案1と案2の二通りの考え方がございます。

案2は、画像意匠と物品等の部分意匠として出願した画像を含む意匠とは、一律機械的に非類似と判断する案となります。他方案1は、意匠全体の意匠に係る物品等の用途及び機能を対比しまして、用途及び機能の共通性が大きいときには類似と判断し、用途及び機能の共通性よりも相違点が多いときには非類似と判断するという案でございます。

案1のほうが判断は複雑にはなりますけれども、意匠の実態に則して判断を行うこととなりますので、この間の意見交換でもユーザーの皆様から、「案1とすべきである」との御意見を多数いただきました。そこで、案1の考え方で判断を行う旨を、基準上明記してはいかがでしょうか。

22 ページは、先ほどの案1をとりました場合の各条文の適用状況をシミュレーションしたものととなります。25 ページまで、主要なケース全てについて当てはめてみたものを添付しております。各事例内にその結論を記載させていただきましたので、個別のケースについての御説明は割愛させていただきます。

26 ページは、画像意匠同士の用途及び機能の類否判断についてでございます。現行法における物品の表示部に表示される画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加えまして、物品全体の用途及び機能も考慮して対比しております。

他方、改正法のもとで画像の意匠同士の類否判断を行う際には、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がございませんので、その旨を基準上に明記してはいかがでしょうか。

またその結果、以下のようなケースでは用途及び機能が類似するものと判断されますので、こうした事例につきましても、あわせて基準上に記載してはいかがでしょうか。

27 ページは、創作非容易性の判断についてでございます。こちらの判断手法につきましては、現行意匠審査基準における創作非容易性の判断と同様の考え方により、判断することとしてはいかがでしょうか。

29 ページは、意匠登録を受けることができない画像についてでございます。法改正によりまして、画像が保護対象に加わりましたことにあわせて、第5条の不登録事由の規定におきましても、意匠登録を受けることができない画像について明記がなされました。

そこで、意匠登録を受けることができない画像を含む意匠の例について、意匠審査基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。

具体的には30 ページを御覧いただきまして、まず、公序良俗を害するおそれがある意匠といたしましては右上の欄にございますように、こうした特定の人物の肖像をあらわした画像や、外国の紋章等をあらわした画像の例が考えられます。

また、中段の5条2号の他人の業務に係る画像と混同を生ずるおそれがある画像といたしましては、他人の著名な商標等をあらわした画像等が考えられます。

さらに、5条3号の画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる画像の例といたしましては、右下の欄の左側の道路標識の標識部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合ですとか、標準化された規格により定まる表示のみからなる意匠などが該当いたします。こうした意匠は登録をいたしますと、画像の創作や市場に支障が生じますので、こうした画像を登録することがないように、審査においては厳しく判断する必要があると考えております。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○神田委員 神田です。

ユーザーからは画像意匠の保護対象を拡大する際に、クリアランスに対しての懸念が大きかったかと思えます。法改正の際にもクリアランス軽減につながるような、意匠分類の付与についてお願いしたかと思えますが、一度御説明いただけたらと思えます。

○綿貫意匠審査機械化企画調整室長 意匠審査機械化企画調整室長・綿貫と申します。よろしく申し上げます。

画像に対して、現在も意匠分類はありますが、現在の分類は基本的にWをつけて画像をあらわしているということですが、今後ユーザーの皆様も、そして我々審査する側においても的確なサーチができるように、より絞り込みができるような形での分類肢を今、検討しているところです。具体的には、今ある分類肢よりも、さらに細分化して絞り込みができるような仕組みを考えております。

○神田委員 ありがとうございます。

今回の法改正において、アイコン一つでも操作の用に供する画像ということで登録になるかと思いますが、こちらの機能としては“選択する画像”のような感じで1種類の機能になると思うのですが、アイコン単体の分類がつくということでもよろしいですか。

○綿貫意匠審査機械化企画室長 そうですね、そのような形です。

○神田委員 では、アイコンの検索をするときには、その分類一つで全ての形状を見なければいけないのですか。

○綿貫意匠審査機械化企画室長 機能としてアイコンですが、実際にアイコンに含まれる形態といった要素についても分類肢として検討しています。ですので、具体的な形を見て絞り込めるような形も有効かなと考えています。

○神田委員 形態というと、ほぼアイコンは同じような四角だったりすると思われませんが、アイコンの中の面の形態ということですか。

○綿貫意匠審査機械化企画室長 そうです、中身を見てという形で考えております。

○神田委員 では、画像の部品であるスライダー、チェックボックスだったり、インジケータ等も同様に、インジケータの分類だったり、チェックボックスの分類がつくということでしょうか。

○綿貫意匠審査機械化企画室長 はい、そのような形で画像に含まれる要素を見て、それぞれの観点で絞り込めるやり方を今、考えております。

○神田委員 ありがとうございます。クリアランスの負担が軽減事項として他方から挙げられていますので、こちらの細分化をよろしく願いいたします。

○綿貫意匠審査機械化企画室長 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかには何か。

お願いします。

○青木委員 時間もあれなので2点だけですが、1つ目が実体面の話としまして、今回の

要約資料ではあまりはつきりなかったかもしれないですが、そもそも表示画像や操作画像の定義といますか範囲といますか、審査基準本体のほうには少し書かれていたような気がするのですが、こちらは改正の前後で何か違いがあるというお話はあるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 従来からの表示画像というところが、改正後の機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであるもの、この画像とほぼほぼイコールであると考えておりますし、物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像が機器の操作の用に供されるものと、ほぼイコールであると考えております。

○青木委員 改正の際に括弧書きが消えていたような気もしたところ——操作画像のほうに関していえばですね、裁判例もあつたりしたので。

○下村意匠審査基準室長 こちらはおっしゃるとおり、改正前の2条2項に括弧書きがございましたが、ご質問の括弧書きというのは別体表示の画像の取扱いに関わるところでございましょうか。

○青木委員 「当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る」となっていたので。

○下村意匠審査基準室長 これは電子計算機を考慮した記載だったと思うのですが、ここの点は、その後の運用で「〇〇機能付き電子計算機」という登録を認めていくことになりましたので、電子計算機にインストールされたアプリの画像も、専用機として出願し、権利化できるようになりました。ですので、物品性要件の有無以外、登録対象となる画像の性質にはあまり変わりがないと考えています。ただ、改正前の2条2項のほうは、別途の観点として、機能発揮後の画像は操作画像に当たらないというのをここで担保しております、改正前はその2条2項のいう操作画像に該当するものだけが、本体に表示部の無い物品であっても、それと一体として用いられる他の物品に表示される画像も保護対象となるというメリットがありました。その意味では、操作画像と表示画像とを区別する必要があったのですが、改正後は全ての画像が、画像自体として保護の対象となりますので、その区分け自体が、あまり意味がなくなったということもございます。

○青木委員 ちょっと気になったのは、操作画像や表示画像というのは改正前もあつたわけですが、改正後に関しては物品性が落ちたということもあつたので、何か影響があつたのかなというのを含めてお伺いしようと思ったのですが、今のお話からすると、基本的にはほとんど変わりがないと。別の一体として云々という、あれを除けば、基本的には影響がない、変わっていないんだという御趣旨でおっしゃっていらっしゃるんですね。

○下村意匠審査基準室長　そうですね。物品性要件がなくなりましたが、どのような性質の画像が登録の対象となるのかという点は変わっていません。その上で、改正前は操作画像か表示画像かで扱いが違ってくるところがありましたが、改正後は表示画像でも操作画像でも一律、画像として扱いが変わりませんので、操作画像と表示画像のところを区別する意義もなくなったという状況かと思います。

○青木委員　それから手続面といいますか、今回の画像の出願に関しては、機器を書かなくてもよいという理解でよろしいですかね。

○下村意匠審査基準室長　はい。物品が画像を表示する機器を書く必要もないですし、何に表示されるかというところも書いていただく必要はないということでございます。

○青木委員　そうしますと最低限必要なのは用途の記載、こちらの審査基準に挙がっていた内容ということで、審査の場面でもその用途を中心にお考えになるという御趣旨ですか。

○下村意匠審査基準室長　そうですね。

○青木委員　わかりました。一応、立法のときには機器の話も出ていたような気もしていたので。それから、条文上も「機器」という単語が入っていると思うのですが、そこは手続の面では反映されないということなんですかね。

○下村意匠審査基準室長　「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」のところ、こういった用途、機能を持つかどうかは、意匠法上の画像への該当性要件としては見させていただくということになります。他方、実際にその要件を満たしているものであれば、具体的にどのような物品に表示されるかまでは問わないという趣旨でございます。

○青木委員　わかりました。

○黒田座長　ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○堀越委員　堀越です。

意匠登録を受けることができない画像の意匠という中に、公序良俗など3点ほど挙げられておりますが、3番目に「物品の機能を確保するために不可欠な形状」とありますが、特に操作をするもの、いわゆるウィジェットと呼ばれている操作系の画像は、直観的にわかるものがデザインの要件になるわけですね。そうすると、おのずと似てくることが考えられるので、こちらのほうは、やはり審査基準を相当上げていただかないといけないかな

と考えております。

先ほど内装の意匠のときに、審査基準のハードルを上げていくというお話がありましたが、ハードルを上げるというのはどのような基準で上げるのか。例えば独創性なのか新規性なのか似たような話ですが、何で上げるのかというのは一つ指針が要るように思うのです。

それともう一つは、デザインの質の審査になってくる可能性があるわけです。それを避けようとするれば、もう一つは権利範囲を狭くするという方法があると思うのです。一応登録はできるけれども、ずばりそのものでないとだめということで、狭くする方法があると思います。それでいいますと操作系や、それから緊急のときにストップをさせる機能は相当審査を厳しくしていただくか、狭くしていただくほうがいいかと思います。

もう1点は、不可欠な形状とありますが、形状の中に含まれる柄のようなもの、どうしてもこうなってしまうというのは出てくると思われるのですね。というのは、色覚に障害がある方がいて色が判別しにくい。そうすると、図形に斜線を入れたり水玉を入れたりしなければならぬことがあります。その場合も、形状だけではなくて柄も含めていいのではないかと思っております。

以上です。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。おっしゃいますように、直観的に操作としてわかるようなものを、誰かがそこを全て権利化してしまうということになりますと、いろいろ支障があるということはおもってもございます。そういったものにつきましても、登録しようとするときに、私どもも資料収集しておりますので、既に公知となっているケースが大半であると考えられます。私どもは新規性の判断と創作非容易性の要件についての判断をしておりますので、特に創作非容易性の判断におきまして、ここは厳しく判断していきたいと思っております。そういったものの先行公知意匠があるのであれば、そこから容易な手法で創作できたと判断できるときは、その要件で拒絶をすべきであると考えております。

それから、先ほど先生がおっしゃいました5条3号のところの、形状のみを考えるのではなく、その柄についても考慮するようというご指摘ですが、5条3号の条文に、「画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠」と書いてございますので、表示といいますと模様や色彩も含めて考えられるであろうと思っておりますので、ご指摘のとおり、5条3号の判断のときには考慮してまいりたいと思っております。

○黒田座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、「画像の意匠」に係る意匠審査基準につきましては、いただいた御意見を踏まえつつ、基本的には資料10において整理した方向性に沿って検討を進めていくことにいたします。事務局におかれましては、特に次回以降の資料作成の際、いただいた御意見を踏まえた資料作成をお願いいたします。

「組物の意匠」等に係る意匠審査基準について

○黒田座長 それでは次の議題に移ります。議事次第6、「組物の意匠」等に係る意匠審査基準について」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは資料12から15に基づきまして、組物の意匠等に係る審査基準の改訂の方向性について御説明させていただきます。資料13をお開きいただけますでしょうか。こちらは残り時間がわずかでございますので、要点を御説明してまいりたいと思います。

2ページは、改正意匠法の条文となります。①組物の意匠につきましては、「物品」に加えまして、「建築物」や「画像」も保護対象となりました。

また、②組物の意匠の部分意匠の登録が可能となっております。

4ページは、新しい保護対象が加わりました旨を基準上に明記してはいかがでしょうかということで、こちらに基準案を記載してございます。冒頭の概要に赤字で書かせていただきましたように、画像や建築物につきましても、組物としての権利が取れるということを書いてはかがかという案となっております。

5ページは、同時に使用される二以上の物品等であることという要件の欄におきましても、新たな保護対象についての言及をしたいと考えております。

6ページは、「建築物」や「画像」については、①いずれも固有の創作分野でありますこと、それから②「建築物」、「画像」の用途にはさまざまなものがありますことから、それらの一部についてのみ組物の意匠としての登録を認めて、そのほかのものについては認めないということは適切ではないと考えられますので、それぞれ「一組の建築物」ですとか「一組の画像セット」として、どのようなものを含めるかにつきましては、組物の意匠の成立要件を満たすものの範囲で、ユーザーの皆様の任意とすることとしてはいかがで

しょうか。

9 ページは、組物の意匠の部分意匠の登録の可能化でございますけれども、基準上に、部分意匠も登録となります旨を明記してはいかがでしょうか。あわせて部分意匠の場合に、組物全体として統一があることとの要件をどのように判断するかにつきましても、具体的な判断指針を明記してはいかがでしょうか。具体的には、こちらの改訂意匠審査基準案の赤字で記載しました箇所のように記載してはいかがでしょうか。

10 ページの統一性要件につきましては、こちらに赤字で記載いたしましたように、「全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一があるか否かを検討し、これらの両要件を満たしていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。」と記載してはいかがでしょうか。

15 ページは、ユーザーの皆様から改善を求める意見をいただきました事項でございます。こちらは今般の法改正と直接関係はないのですが、この機会に改善を求める声をいただいた事項についての検討もしたいと思います。

こちらの3点のうち1点目ですが、16 ページを御覧いただけますでしょうか。まず、①組物の意匠として登録可能な意匠の対象について見直してはいかがでしょうかという御意見をいただいております。この間のアンケートの結果で、右下の枠にあります改善の御要望をいただいております。

つきましては、これらの御要望に則しまして、17 ページのように改善してはいかがでしょうかと考えております。

18 ページは、②組物の意匠の統一性要件についていただいた御要望事項でございます。現行の基準におきましては、組物の意匠の統一性要件につきまして、左下の欄のように、「色彩そのものは評価しない」と明記しております。しかしながら、こちらの要件が厳し過ぎるというお声をいただいております。そこで、より利便性の高い運用となりますように、以下の現行審査基準において下線部で示したところを、右上の欄の赤字のように修正をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。修正案では色彩の評価につきまして、「形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの」は統一感があると判断したいと考えております。

19 ページは、③流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取り扱いを見直してほしいという御意見でございます。企業のデザイン戦略におきまして、製品そのものの形態

のみならず、販売時における自社の他の物品や包装容器等を組み合わせたものについても、ブランド化を考慮して一体的にデザインされることが多くなってきております。そのため、こうしたものにつきましても、一の意匠として意匠登録を求める声が多数寄せられているところでございます。

そこで、社会通念上一体的に販売がなされ得るものであり、かつ、形態上密接な関連性をもって一体的に創作がなされているものにつきましては、第7条の判断において、一つの物品であると判断することとしてはいかがでしょうか。具体的には、こちらの真ん中の右側でございますように、一意匠一出願の要件に係る基準に、赤字で書かせていただきましたように明記してはいかがでしょうか。

私からの御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

お願いします。

○小山委員 平成10年導入のときに、この構成が厳格だったということと、新たな組物を追加することに対しても、社会通念上同時に使用されているという、確固たる事実がないとなかなか追加できないという形で20年たってしまったわけで、今回拡大されたことは個人的には歓迎したいと思います。

そこで、5ページに書いてあるものの特に後半のところですが、例えば構成物の4つ、例えば2つあって、2つはもう社会通念上、同時に使用されている、流通している。それに新たに例えば画像を追加する場合に、画像を追加したのも全体として社会通念上、同時に実社会で流通していないと認められないという考え方ですか。それとも、そこはよしとする考え方でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 組物の登録要件としては、同時に使用性というところがありますので、画像も物品も建築物もいろいろ含んでいただいた場合には、それらを同時に使用するというところの要件を満たしてはいけなくと考えられます。

ただ、同時の使用性というところは、「本当に同時に使っていないといけないんですか」ということも皆様から御意見としていただきましたので、基準案のほうでは一つの用途、機能に照らして使われる一連の動作の範囲内であれば、ここの同時性要件は厳しく判断しませんという基準に、案としてはさせていただきます。

○小山委員 例えばその場合に、従来ですと業界がそういう形で確固たる、同時に使用されるという形の構成物じゃないと、組物としては認めないということだったと思うのですが、これからベンチャーでやっていく企業は多いと思うんですね。今までなかった画像を入れて、自分は市場に入れていると。それだけでもよろしいのでしょうか。それとも、業界としてそういうことがある程度認められないと出願としては認められないのか、どちらなのでしょう。

○下村意匠審査基準室長 ここに「社会通念上」という記載を入れさせていただいているのは、例えば出願人が「自分はこれを同時に使用すると思う」ということで、例えば100件、200件の物品が入ってくるということになりますと、それが本当に同時に使われるかどうか疑義が生じることもありますので、念のため入れさせていただいていますが、これが例えば初めての組み合わせでありましても、そういった用途で一緒に使うことがあるだろうということが、ほかの方にも社会常識として御認識いただけるようなものであれば、一の意匠に含み得ると考えております。

○小山委員 では、かなり広がるということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○小山委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございました。

お願いします。

○青木委員 簡単にですが、7スライド目で、私は自分は意匠登録出願をしないので全然わからないのですが、ユーザーの方がこれをうまく検索したり、あるいはちゃんと出願方法を書けたり、大丈夫かなというのはちょっと気になったのですが、この点、どうでしょう。

○下村意匠審査基準室長 こちらは登録要件といいますよりは、ユーザーの方への御出願時のお願いという事項になりますので、審査基準の中にも規定は設けておりませんで、手引等で御案内していきたいと思っております。できればこういった形で、いろいろなカテゴリーのものを含んだときには統一的な順序で書いていただけると、皆様の検索も楽になりますし、弊庁での取り扱いもしやすくなりますので、これはお願い事項と考えています。これに該当していないからといって、拒絶理由に該当するとは考えておりませんので、このように皆様にはお願いしてまいりたいと考えております。

○青木委員 わかりました。

最後の19スライド目ですけれども、本当に物理的に使う場面だけではなくて、こういう流通ないし取引の場面を基準にすることは、肉眼による視認性のない意匠に関しても似たような話があったような気もするので、一つの基準時として、話としてあるのかなという気もするのですが。

こうしますと、衛生用品の中には複数の物品が入っていると。複数の物品は組物が担当しますという従前の扱いもあったような気がするのですが、こちらと組物との関係はどう整理されていらっしゃるでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 こちらも、初めは皆様方からこういった要望が寄せられたときに、組物で御出願するのはどうですかとお話もしたのですが、組物ですと配置の関係性が入らないのではないかということから、一意匠としての保護を望みますというお声をいただいています。

組物も、こういった複数の物品からなるものは登録が可能なのですが、同時使用性要件がございますので、今回の7条の判断とは異なる要件が課せられてくることとなります。

○青木委員 わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

では、手短にお願いします。

○堀越委員 今回の意匠法改正は、今まで権利の外だったものが随分中に入ってきている印象がありまして、創作側としては、なるべく権利が取れる方向でのデザインを進められると思っているわけです。

そうした中で、組物というのはギフト商品の場合、コトという一つの話をつくって箱に詰めていくということになるわけですが、13ページのシートの中で、物語性や観念的な関連性とありまして、内装の意匠でもそれが出てくるのですが、コンセプト、概念、観念、物語という話になってきますと、これは一種のアイデアの保護に近くなってくのではないかと考えているわけです。これは特徴記載したときに、公報に載った途端に、こうした創作はもうできないんだと思われて、創作が萎縮するのではないかという気がすごくしているんですね。ですから、権利になるのはいいことなのですが、権利範囲を厳しくしたほうがいいのかという意見を持っております。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。先生から、関連意匠の冒頭の書き出しのところでも御指摘いただきましたように、私どもの御説明も、こういったアイデアそのものが権利化できますとか、できているのだということ、ユーザーの皆様の前で

の説明会等でミスリードがないようにしていきたいと思います。私どもは形態上の美感を保護している法域であるということを、テキスト等を作成するときには留意してまいりたいと考えます。

○黒田座長 ありがとうございます。

まだ、御質問、御意見がある方もおられるかと思いますがお時間ですので、「「組物の意匠」に係る意匠審査基準案」につきましては、本日いただいた御意見を踏まえつつ、事務局のほうで修正することといたしまして、基本的には資料 13 において取りまとめた方向で進めていただくことといたします。

事務局から今後について、何か補足等ございますか。

○下村意匠審査基準室長 本日は非常に多数の論点につきまして御検討いただきましてありがとうございます。次回、報告書案についても御審議したいというスケジュールで進んでおりますけれども、いただいた御意見を取りまとめて基準案の修正等もしまして、皆様方にお諮りさせていただきながら、引き続き検討を進めたいと思っております。次回も引き続き課題が残りますところは検討しつつ、もしも、御意見等が収束をするのであれば、残った時間帯で報告書等につきましてもご検討いただければと考えております。

○黒田座長 ありがとうございます。

今後の予定

○黒田座長 それでは最後に今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、今後の予定について御説明をさせていただきます。次回は 11 月 20 日水曜日、14 時から 16 時を予定しております。会場につきましては本日より同じ、こちらの庁議室を予定しております。詳細につきましては、追ってまた事務局から御連絡させていただきたいと思っております。

○黒田座長 ありがとうございます。

少し時間が過ぎてしまい申し訳ございません。以上をもちまして第 17 回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会